

「自立支援」に資する介護への評価 議論始まる

第145回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年8月23日（水）13：00～16：00

「要介護度の改善＝自立支援の効果あり」とするインセンティブ付与は好ましくない、と多くの委員から意見が出されました。また、介護職員処遇改善加算のIVとVは2018年度改定で廃止に向けて検討してはどうか、区分支給限度基準額に係る費用の算定は減額前の報酬で計算すべきなどの論点が示されました。

1. アウトカム評価はADLの評価だけでなくQOLの評価が重要

自立支援に資する介護を行っている事業者への評価（インセンティブ付与）をどのようにするかという検討が始まった。多くの委員から「要介護度の改善」のみを指標としたインセンティブ付与は好ましくない。エビデンスを求め過ぎれば「身体機能」に偏る。「精神」「活動」「社会参加」といった面も考慮しなければならない」といった意見が出された。

その他の論点

○評価指標の設定をどうするか

- ・データの収集、エビデンスの構築が必要
- ・ケアプランと自立支援との関係などを分析する必要がある
- ・介護分野でも「質の向上」に関するデータベース構築が必要である。まずデータ提出に関するインセンティブ（例えばデータ提出加算など）を設けてはどうか

○介護報酬で評価を行うのか介護報酬以外で評価を行うのか

自治体事例として東京都品川区（要介護度が改善した場合、介護報酬の軽減を補填するために、1段階改善当たり2万円の奨励金を支給）などが示された

2. 介護職員処遇改善加算IVとVは廃止に向けて検討してはどうか

加算IVとVは、要件が緩く設定され、取得率は1%前後にとどまっている。とくに加算Vでは要件をキャリアパス要件I・II、職場環境要件のいずれも満たさなくとも取得できることから、（経過措置を設けた上で）廃止すべきという議論がされた。財源についても、加算で対応するか、基本報酬に組み込むべきかという「あり方」についての論点も示された。

3. 同一敷地内の区分支給限度額

同一敷地内などの建物の訪問介護を行う場合、過度な提供を抑制するために報酬が10%減額されるが、結果、利用者は減額分多くサービスを利用できるため、これを区分支給限度基準額の中で勘案するのは、かえって不公平を生むのではないかと考えが示された。

資料等は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000171816.html>

介護給付費分科会は、第1ラウンド議論を今回で終え、次回・次々回に関係団体からヒアリングを行い、その後、第2ラウンドの具体的な議論に入ります。